

是正改善指導事項	事業所														事業所													
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業	自立訓練(生活訓練)事業	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援事業	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設		
56 秘密保持等	2			1		1						1	4	3						3		7						
57 情報の提供等(広告)						1																						
58 利益供与(收受)等の禁止																												
59 苦情解決	2	1		1																1								
60 事故発生時の対応						2		2			1	2	2							2		1						
61 会計の区分	4	1	1	1		2	2													2		3						
62 身体拘束等の禁止	/	/	/	/		1	1	/	1										/	1		1						
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)	/	/	/	/				/											/			/						
64 記録の整備	2	2	2	2			1					1					1					4		1				
65 経過措置・特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
66 虐待の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
67 懲戒に係る権限の乱用禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
68 障害児に係る給付金の金銭管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
69 障害福祉サービスの体験的利用支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
70 体験的な宿泊支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
71 その他(施設外就労)												1	2															
その他(在宅における支援)											1																	
その他()																												
その他()																												
第5 多機能型(一体型)に関する特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
第6 変更の届出等	6	3		1		1	2		4				1					1	1			1				1		
第7 給付費の算定及び取扱い	(8)	(2)	(2)	(3)	()	(4)	(1)	()	(6)	()	()	(2)	(7)	(11)	()	()	(3)	()	()	(6)	()	(13)	()	(1)	()	()		
1 基本事項	1																											
2 ○○サービス費・○○給付費	4	1	1	2			1					1	3							1		5						
3 各種加算	5	1	1	1		6	/	7			4	7	8			3	/		6		14		1					
第8 その他	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
1 その他()																												
2 その他()																												
3 その他()																												
4 その他()																												
5 その他()																												

- (注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。
- 2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の実数を記入すること。従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。
- 3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。
- 4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。
- 5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。
- 6 「取消(e)のうち連座制が適用され各都道府県に通知したものは、H24.3.30障企発0330第5「業務管理体制の整備等の施行について」第二の4(2)ウに基づき通知した事業所等数を記入すること。